【表紙】

 【提出日】
 平成23年8月10日

 【会社名】
 関西電力株式会社

【英訳名】 The Kansai Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 取締役社長 八 木 誠

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島 3 丁目 6 番16号

【電話番号】 06(6441)8821(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 小 槻 百 典

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町2丁目2番2号

関西電力株式会社 東京支社

【電話番号】 03 (3591) 9261 (代表)

 【事務連絡者氏名】
 東京支社長 片 岡 正 憲

 【縦覧に供する場所】
 関西電力株式会社 京都支店

(京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579番地)

関西電力株式会社 神戸支店

(神戸市中央区加納町6丁目2番1号)

関西電力株式会社 奈良支店

(奈良市大森町48番地) 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成23年8月10日に「原子力損害賠償支援機構法」が公布・施行されたため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものである。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日 平成23年8月10日

(2) 当該事象の内容

原子力事業者による相互扶助の考え方に基づき、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる支援組織 (「原子力損害賠償支援機構」)を中心とした仕組みを構築することを目的として、「原子力損害賠償支援機構法」が公布・施行された。

この「原子力損害賠償支援機構法」第38条により、当社は、原子力事業者として機構の業務に要する費用に充てるため、負担金を納付することを義務付けられた。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象による影響額については、負担金の額が未定であるため、現時点で業績に与える影響を見積もること は困難である。

以上